

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 施設管理課 (緑地管理) (06-6572-4050)
処分担当名	同上
処分の名称	海浜施設の入場の制限
概要	次の各号のいずれかに該当する者に対しては、施設への入場を断り、又は施設から退場させることがあります。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者 (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者 (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 (5) 施設を利用することがその者にとって危険であると認められる者 (6) その他管理上支障があると認める者
根拠法令等 及び条項	大阪市海浜施設条例 (昭和55年4月1日条例第27号) 第5条 (https://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	◎次の各号のいずれかに該当する者。 (1) 他人に危害を及ぼすおそれのある者 ○「危害」とは、他人の生命を脅かすような危険のみでなく、単に他人を傷つけるようなことも含みます。 (2) 他人の迷惑となる物件又は動物を携帯している者 ○「迷惑」とは、当該行為が他の人に対して著しい不快感を与えたり、困惑させたりすることをいいます。 (3) 他人の迷惑となる行為をし、又は施設を損傷するおそれのある者 (4) 施設を利用することがその者にとって危険であると認められる者 (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が施設の管理上支障があると認める者
ホームページ	
備考	